

第6章

市民活動が活発なまち いといがわ 地域が輝くまちづくり

▶ 第1節／自主自立の市民活動の推進

1 市民参画のひとつづくりと活動支援

- ① 人材の育成
- ② まちづくり団体の育成支援
- ③ 地域づくり活動の促進
- ④ まちづくりへの市民参加の促進
- ⑤ 多様な交流の促進



花いっぱいのまちづくり

《基本方針》

住みよい地域を維持していくために、住民それぞれが考え、行動する自主自立した市民参加型の地域活動を促進します。また、年齢、性別、国籍、文化や思想などの違いを互いに認め、多様性のある交流を促進します。

● 施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
市コミュニティ活動協議会加入組織数	12団体	16団体	20団体
大学連携地区数	2地区	6地区	6地区
日本語セミナー受講者数(延べ人数)	292人	320人	350人

● 現状と課題

- 地域活動を担う若者やリーダーが不足しており育成が必要です。
- 市内の地域づくり団体等の活動が効果的に連携できていません。活動成果に相乗効果をもたらす相互連携の仕組みが必要です。
- 市コミュニティ活動協議会登録の12団体では、後継者不足、活動停滞の傾向がみられます。既存活動団体や新規団体の加入を進め、活性化を図る必要があります。
- 各種計画の審議会設置やパブリックコメントで市民参加を進めてきました。今後は、計画から活動まで、「自分事」としての市民参加を進めていく必要があります。
- 市民相互はもとより、移住者や市内在住外国人等、相互の文化や思想の違いを多様性として認め合い、交流を深めることが必要です。
- 外国人の定住化が進む現在、生活者・地域住民として認識する視点が求められており、外国人住民への支援と、地域社会への参画を促す仕組みの構築が必要です。
- 継続してきた都市交流を基盤として、産業、人材など幅広い分野における交流を促進していくため、市民が行う交流活動に対して積極的な支援が必要です。

● トピック

市コミュニティ活動協議会加入状況

(平成28年3月31日現在)

	能生	糸魚川	青海
地縁型	2	2	0
地域づくり型	3	5	0

■ 地区全体が会員の地縁型は4団体です。

■ 有志による地域づくり型は8団体です。

■ 青海地域は活動は見られますが、加盟団体はありません。

(資料：定住促進課)

国籍別在住外国人数

(平成28年3月31日現在)

国籍	人數	割合
フィリピン	117	36%
中国	77	24%
その他	130	40%
合計	324	

■ フィリピン、中国国籍の方が半数以上となっています。

(資料：市民課)

具体的な施策

(施策の方向)

①人材の育成

- 住民主体の地域活動のリーダーには、住民同士の話し合いの場を運営し、意見を引き出し、合意形成につなげる力が必要です。このような力を有するリーダーを育成します。また、リーダーの育成や地域活動を支援する中間支援組織の設立を推進します。

②まちづくり団体の育成支援

- 既存のまちづくり団体の新たな活動展開や、新しくまちづくり活動を起こそうとする団体の活動の立ち上がりを支援します。

③地域づくり活動の促進

- 地縁によるコミュニティ団体や地域づくり団体が行う市民主体の活動を支援するとともに、団体同士の情報交換、交流を促進します。
- 市コミュニティ活動協議会の組織の見直しを行い、加盟団体を増やし、相互の活性化を促進します。
- 集落支援員、地域おこし協力隊や大学連携など、外部人材を活用した活動支援を促進します。

④まちづくりへの市民参加の促進

- 市民参加は、現状を知り、先行きを見通し、自分事として関心を持つことから始まります。様々な課題に対する情報提供と、話し合いから解決につなぐ活動を促進します。

⑤多様な交流の促進

- 市内在住外国人の住みやすい環境を整備するため、日本語セミナーや悩みごと相談などの支援事業を行います。
- 日本語での会話が難しい外国人を対象として、医療通訳や行政通訳を行います。
- 姉妹都市、友好都市、知音都市など幅広い分野での市民交流を促進します。

●協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民や地域は、地域活動の主役であり、自らが主体となって地域の課題等を自分事と考え、関心を持ち、地域活動に積極的に参加するよう努めます。

行政と事業者等は、市民の様々な地域活動を支援するとともに、地域や市民と手を携えて進める協働による地域活動を進めます。

●主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	まちづくりNPO設立支援事業(仮称)	団体の連携や活動支援を行う中間支援組織の設立支援
2	まちづくりパワーアップ事業	まちづくり活動の立ち上げや新展開への補助
3	大学等連携集落活性化事業	連携大学への実践活動費補助
4	集落支援員、地域おこし協力隊事業	集落支援員、地域おこし協力隊員の配置
5	地区懇談会開催事業	地区懇談会でのワークショップ運営
6	外国人生活支援事業	日本語セミナー・生活相談の運営、医療・行政通訳
7	都市交流事業	都市交流協会への助成

▶ 第1節／自主自立の市民活動の推進

2 自治組織・機能の充実

- └ ① 自治組織への支援
- └ ② 地域づくりプランの策定及び実現への支援



活発な地域づくり活動

《基本方針》

自治組織が行う地域の維持や活性化を図る活動を促進します。

● 施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
地域づくりプラン策定地区数	6地区	10地区	15地区
集落サポーター登録ボランティア数	135人	150人	180人

● 現状と課題

- 自治組織の状況や活動内容、住民意識が地域によって異なっており、地域の実情に応じた自主自立による自治運営を検討する必要があります。
- 過疎化・高齢化により、自治組織の役員の担い手や運営資金の確保と、集落機能の維持や活動が困難になってきており、運営支援が必要です。
- 自治組織と行政の協働を図るため、それぞれの役割を明確化することが必要です。

● トピック

▶▶▶ 地区集会施設整備助成件数

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
新・改築等	1	5	2	3	2		2		1	1	
修 繕	4	3	11	11	13	11	12	5	10	8	11
耐震・災害					2		1	4	2	2	2
計	5	8	13	14	17	11	15	9	13	11	13

毎年10数件の利用件数で推移

▶▶▶ 集落サポーター出動件数

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
草 刈				2	
除 雪	8	2	1	2	
用 水 整 備		4			
計	8	6	1	4	0

冬期積雪等で件数は変動

▶▶▶ 地域プロジェクトモデル事業取組地区数

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
ソ フ ト		1	1			1		1		1	
ハ ー ド		1					1		1		1

3地区と1施設でハード事業を実施

▶▶▶ 地域づくりプラン取組地区数(累計)

年 度	H24	H25	H26	H27
策 定	1	2	3	6
実 現		1	2	4

着実に取組件数が増加

※地域プロジェクトモデル事業

地域住民が主体となり、地域資源を活用し、地域の自立に向けた地域ビジネスの構築を通して地域の活性化を目的に取り組むソフト及びハード事業であり、県と市が支援するもの。

(資料:定住促進課)

具体的な施策

(施策の方向)

①自治組織への支援

- 地域担当職員による情報提供、相談対応のほか、自治組織が取り組む集会施設整備や地域ビジネス等の活動を支援し、自治組織の維持・活性化を図ります。
- 市民が主体となって自治を実現していくための基本理念や仕組みを自治基本条例などで明確にし、市民の自治活動を一層推進します。
- 自治組織と行政の役割分担や協働のあり方を明確にしながら、自治活動の財源となる交付金制度や、地域と行政をつなぐ中間支援組織の設立を促し、自主自立の自治活動と相互の連携を促進します。

②地域づくりプランの策定及び実現への支援

- 市民自らが地域課題を認識し、地域の将来像や主な取組を明らかにする「地域づくりプラン」の策定と、そのプランに基づいて市民が取り組む自主的・主体的な活動を促進します。

● 協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

- 地域は、住民一人一人の積極的な参加と協力を促しながら、自主的・主体的な地域づくりに努めます。
行政は、自治活動を補完的に支援し、自治組織との連携を図ります。

● 関連個別計画

計画名	計画期間
地域づくりビジョン	平成23年12月策定

● 主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	地区集会施設整備助成事業	集会施設の整備を行う地区への助成
2	地域プロジェクトモデル事業	地域ビジネスに取組む地区への助成
3	地域生き活き集落サポーター事業	高齢化率の高い集落が行う草刈・除雪作業等にボランティアを派遣
4	地域づくり活動支援事業	地域づくりプランの策定・実現に取組む地区への助成

▶ 第1節／自主自立の市民活動の推進

3 人権啓発と男女共同参画の推進

- ① 人権意識の高揚と人権啓発の推進
- ② 男女共同参画の推進



人権啓発キャラバン活動

《基本方針》

全ての人の人権が尊重され、年齢や性別、障害の有無などによらず、誰もがその個性と能力を十分に發揮できる社会を実現するため、市民の人権意識の高揚を図り、あらゆる差別解消のための施策を推進します。

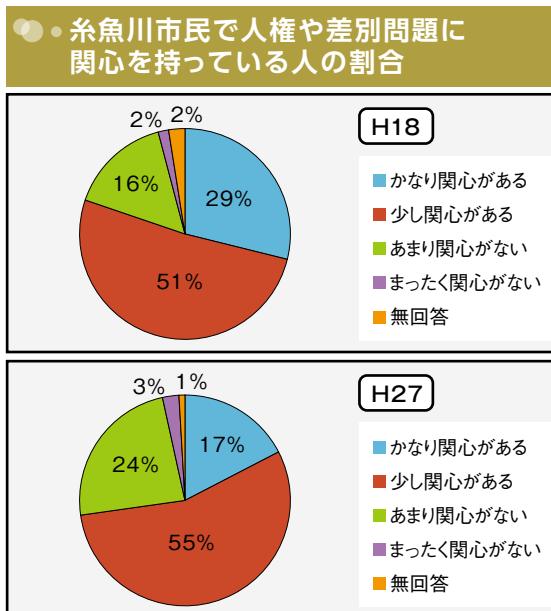
● 施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
人権や差別問題に関する市民の割合	72%	83%	85%
審議会等に占める女性委員の構成割合	26.9%	30%	40%

● 現状と課題

- 障害者差別解消法の施行等、法整備が進められていますが、依然として女性、子ども、高齢者、障害者などへの差別や偏見、同和問題などが存在し、課題となっています。
- 社会における女性の活躍の場が増えてきていますが、地域、家庭、職場などあらゆる場において、固定的な性別役割分担意識が残っています。また、市の審議会委員や各種委員など政策・方針決定の場への女性の参画機会を確保するよう努めていますが、男性に比べその割合は低くなっています。

● トピック



●・審議会等に占める女性委員の構成割合

	糸魚川市 各年4月1日現在	新潟県 各年6月1日現在
H23	26.1%	35.3%
H24	27.6%	35.7%
H25	25.3%	36.4%
H26	26.2%	37.0%
H27	26.9%	37.0%

(資料:内閣府男女推進施策の推進状況調査及び
新潟県男女共同参画計画)

審議会等に占める女性委員の構成割合は、増加傾向にはありますが、低い状況です。

具体的な施策

(施策の方向)

①人権意識の高揚と人権啓発の推進

- 「糸魚川市人権教育・啓発推進計画」を策定し、様々な差別や偏見の解消に向けた人権啓発を行うとともに、学校教育や社会教育、各種研修会を通じて、人権教育を推進します。
- 人権擁護委員と連携し、地域に根ざした人権擁護・人権尊重の取組を推進します。
- 互いの人権を尊重し合い、誰もが安心して暮らせる社会を目指して、国・県などの関係機関、関係団体と連携して啓発を推進します。

②男女共同参画の推進

- 男女が共に互いの人権を尊重し、性別による不利益のない社会を実現するため、「いといがわ男女共同参画プラン」を策定し、関係機関、関係団体と連携して、プランに基づく各種事業に取り組みます。
- 市民意識の向上を図るため、啓発活動の充実と講演会、研修会などの学習機会を提供します。
- 各種審議会・委員会などにおける女性の登用率を増やし、あらゆる分野における政策方針決定過程への女性の参画を推進します。
- ドメスティック・バイオレンス^{*1}やセクシュアル・ハラスメント^{*2}等を許さない意識啓発を推進するとともに、各種相談機関と連携した相談窓口などの支援体制の充実を図ります。
- ワーク・ライフ・バランス^{*3}を推進するため、意識啓発とハッピーパートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)^{*4}の登録を促進します。

●協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、男女がお互いに人権を尊重しつつ、個性や能力を發揮できる社会づくりに努めます。
ハッピーパートナー企業は、男女共同参画の推進に取り組みます。
法務局・人権擁護委員は、人権相談会の開催、各種啓発事業の実施に取り組みます。
行政は、人権尊重や男女共同参画推進における講演会、研修会など各種啓発事業を行います。

●関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市人権教育・啓発推進計画	平成29年度～平成35年度
第2次いといがわ男女共同参画プラン	平成29年度～平成33年度

●主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	人権啓発事業	人権講演会、街頭啓発等、人権擁護委員協議会助成
2	男女共同参画推進事業	啓発、推進委員会開催、プランの推進、人材育成

*1 ドメスティック・バイオレンス：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる身体的、精神的、性的、経済的暴力。

*2 セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反する性的言動を言い、個人としての尊厳や名誉、プライバシーなどを侵害する行為。

*3 ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

*4 ハッピーパートナー企業：男性も女性も仕事と家庭、その他の活動が両立できるように環境を整えたり、女性労働者の育成、登用など職場における男女共同参画の推進に取り組む企業、法人、団体。

▶ 第2節／地域に根付く人材の確保

1 移住定住の促進

- ① 支援窓口、情報発信の充実
- ② 受入態勢の充実
- ③ 支援制度の確立
- ④ 空き家の利活用



移住相談会

《基本方針》

本市への移住を希望する人に対し、市内の「しごと」、「住まい」、「地域」などの生活に身近な情報を提供し、スムーズに暮らし始めるための支援を行います。

● 施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
支援制度利用による移住者数(单年度)	6人	10人	10人

● 現状と課題

- 平成27年度の首都圏での移住相談会における本市への相談者数は48人で、相談内容は、収入源や住まいの確保、生活・就業・子育て環境など、年代・性別によって多岐にわたっており、移住希望者の希望に沿った情報提供が必要です。
- 生活の拠点となる集落での受入態勢を整備するため、平成27年度に移住者受入人材育成研修会を開催し、延べ22人が参加しています。移住希望者に選ばれるために、今後多くの集落の魅力づくりを進めるとともに、移住者受入れの活動を積極的に展開することが重要です。
- 平成27年度までの空き家情報提供制度の物件登録数は、延べ121件（制度を通じた成約数は延べ34件）で、利用者は延べ299人（市外在住利用者数119人）となっています。また、平成27年度空き家実態調査では、市内に722件の空き家の存在が明らかになっています。移住定住希望者への住まいの希望をかなえるため、引き続き、専門業者とも連携して、様々な手段を用いた市内空き家の情報提供が必要です。

● トピック

▶▶▶ 東京在住者の今後の移住に関する意向調査

（資料：まち・ひと・しごと創生本部調査 平成26年8月）

- 移住を考える上で重視する点としては、「生活コスト」「買い物や交通の利便性」「仕事」「医療・福祉施設の充実」を挙げる人が比較的多い状況です。

- 10～30代女性と30代男性では、これに加えて「子育てのしやすさ」（10～20代女性：48.2%、30代女性：36.2%、30代男性：31.3%）、60代女性では「医療・福祉施設の充実（70.6%）」が見られます。

移住を考える上で重視する点



具体的な施策

(施策の方向)

① 支援窓口、情報発信の充実

- 糸魚川暮らし相談ワンストップ窓口を設置し、移住希望者の希望に応じた、しごと、住まい、生活環境などの暮らしに関する情報を提供します。
- 首都圏等における移住相談会等の開催やホームページ・メールマガジン等の媒体を利用して、移住希望者に糸魚川暮らしに関する情報を提供します。

② 受入態勢の充実

- 地域における移住に対する受入意識を醸成するため、地区や団体等を対象に移住者の受入れ等について考える研修会等を開催します。
- 地区や団体と連携して、糸魚川の暮らしやしごとを体験できるインターンシップ事業や移住体験ツアーナどの移住者受入れのための事業を推進します。

③ 支援制度の確立

- 糸魚川でスムーズに暮らし始めるために、就業、就農等に向けた各種制度の提供、インターンシップ事業、家賃の一部補助などを実施します。
- 移住アドバイザー等が、1年間移住者の暮らしをサポートするなど、移住者の定着に向けた支援制度を確立します。
- 移住希望者全般に対する支援制度を確立するとともに、地域や産業の担い手確保の面からも、職種や年齢層など、ターゲットを絞った移住促進策を展開します。

④ 空き家の利活用

- 移住定住希望者にとって分かりやすい空き家情報の提供に努めます。
- 制度を利用した移住者が、購入した空き家を改修する費用の一部を補助するなど、移住に伴う経済的負担の軽減策により移住を促進します。

● 協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

地域や事業者は、地域の将来を考えて、移住者受入れに向けた話し合いを行い、各々が求める人材に対する受入態勢の構築に努めます。

行政は、移住希望者に対する支援事業を行うとともに、市民、地域、事業者の受入活動を支援します。

● 主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	移住定住促進事業	首都圏での移住相談会開催等
2	糸魚川で暮らす働く応援プロジェクト事業	中山間地域等におけるインターンシップ事業
3	ふるさと回帰同窓会応援事業	市外からの参加者を含む同窓会等への補助
4	UIターン修学資金返済支援事業	UIターンする若者に対し、修学資金の返済金の一部を補助
5	糸魚川匠の里創生事業	ターゲットを絞った移住促進
6	UIターン促進賃貸住宅家賃補助事業	移住者への家賃補助
7	空き家活用事業	空き家情報の提供、空き家の改修費補助 空き家の所有者への家財道具等の処分費補助

▶ 第3節／ジオパーク活動の推進

1 ジオパーク活動の推進

- ① ジオサイトの保護と保全
- ② ジオパーク学習と防災教育の推進
- ③ ジオパークを活用した地域振興の推進



糸魚川ジオパーク学習交流会

《基本方針》

市民一人一人が地域に愛着と誇りを持ち、地域の発展につながるよう官民一体となってジオパーク活動を推進します。

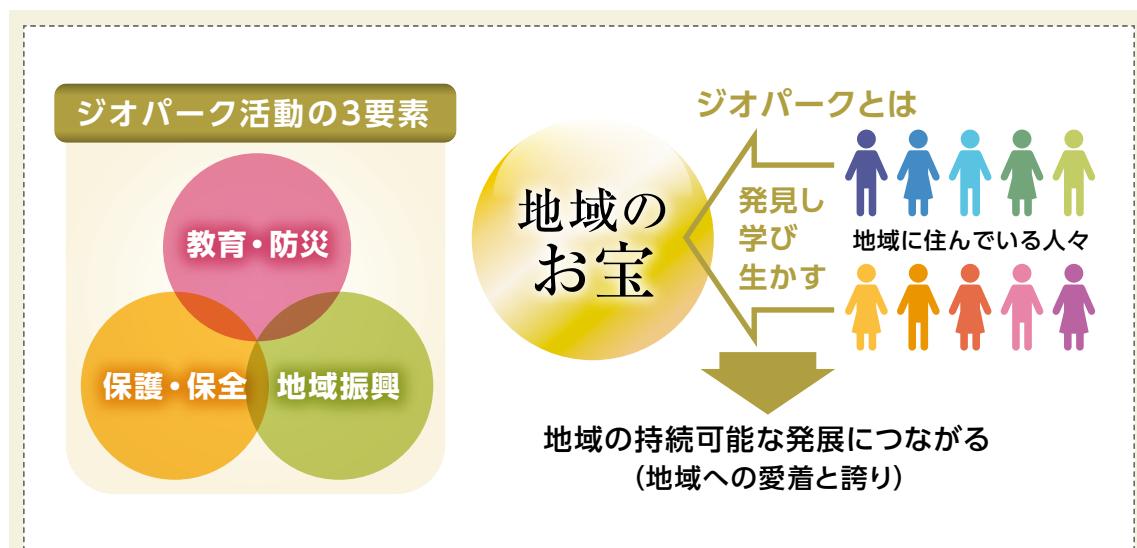
● 施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
ジオパーク検定合格者数(累計)	1,422人	1,800人	2,100人

● 現状と課題

- 本市は、優れた地質資源を有しており、様々な取組が認められ、ユネスコ世界ジオパークに認定されていますが、ジオパークに対する市民の認識度や理解度には差があるのが現状です。
- 官民一体となってジオパーク活動の3要素である保護・保全、教育・防災、地域振興を推進することで、ジオパークへの認識や理解、郷土を愛する意識の醸成、地域の持続可能な発展につなげる取組が必要です。

● トピック



具体的な施策

(施策の方向)

①ジオサイトの保護と保全

- 糸魚川ユネスコ世界ジオパークの貴重な地質資源を次世代に継承するため、ジオサイト等の保護や啓発活動を行うとともに、関係団体や市民との協働によるジオサイトの清掃活動や自然環境の再生・維持活動などを行うことにより、保護と保全に努めます。

②ジオパーク学習と防災教育の推進

- 市民が地域の良さを知り、地域への愛着と誇りを育成するため、年代に応じたジオパーク学習を推進し、市民の郷土愛を育みます。
- 過去の自然災害や大火の教訓などから、地域の地形・地質や気象条件などを学び、理解し、防災や減災につながる取組を推進します。また、学校や家庭、地域においても、災害の経験や防災の取組を伝え、受け継ぎ、災害に強いまちづくりを推進します。

③ジオパークを活用した地域振興の推進

- 地域が元気で、持続可能な発展に向けて、地域住民・学校・行政などが一体となって、ジオパークの優れた資源を理解し、ジオパーク戦略プロジェクトに位置付けた事業や取組を行うことで地域振興を図ります。

●協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

- | |
|---|
| 市民は、ジオパーク活動を通じて、地域に愛着と誇りを持ち、地域の持続可能な発展につながる取組を行います。 |
| 地域は、各ジオサイトの貴重な地質資源を次世代に継承するため、清掃活動など環境美化に努めます。 |
| 行政は、市民や地域と連携を図りながら、ジオパーク戦略プロジェクトに位置付けた活動を推進します。 |

計画名	計画期間
ジオパーク戦略プロジェクト	平成29年度～平成33年度

●関連個別計画

No.	事業名	概要
1	ジオパーク推進事業	パンフレット、ガイドブック作成、ジオパーク協議会の運営、出前講座
2	ふるさと糸魚川学習支援事業	ジオパーク学習を中心とした体験学習
3	地域プロジェクトモデル事業	地域住民が主体となり、地域資源を活用した地域活性化の取組への支援

●主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	ジオパーク推進事業	パンフレット、ガイドブック作成、ジオパーク協議会の運営、出前講座
2	ふるさと糸魚川学習支援事業	ジオパーク学習を中心とした体験学習
3	地域プロジェクトモデル事業	地域住民が主体となり、地域資源を活用した地域活性化の取組への支援